

仙台市スポーツ賞顕彰要綱

(平成15年10月9日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、アマチュアスポーツにおいて優秀な成績をあげ、又は優れた活動により市民に感銘を与え、市民の体育・スポーツへの意識の高揚に貢献した個人及び団体に対して、その栄誉をたたえ顕彰することとし、その顕彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(顕彰の対象)

第2条 顕彰は、本市に関係のある個人又は団体で、アマチュアスポーツにおいて優秀な成績をおさめ、その功績が顕著であった者及び本市のスポーツ振興に寄与した者に対して行う。

(顕彰の種類)

第3条 顕彰は、次の各号に定める種類とする。

- (1) 仙台市スポーツ大賞
- (2) 仙台市スポーツ栄光賞
- (3) 仙台市スポーツ優秀賞
- (4) 仙台市スポーツ奨励賞
- (5) 仙台市スポーツ功労賞

(受賞者の決定)

第4条 受賞者は、仙台市スポーツ推進審議会又は審査会の意見に基づき、市長が決定する。

(顕彰者)

第5条 顕彰は、市長が行う。

(顕彰の方法)

第6条 顕彰は、市長が適当と認めた都度、表彰状及び記念品の授与をもって行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、仙台市スポーツ賞の顕彰基準、その他顕彰に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年10月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成23年9月30日改正)

この改正は、平成23年10月24日から実施する。

## 仙台市スポーツ賞事務取扱要領

(平成15年10月9日市民局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市スポーツ賞顕彰要綱（以下「要綱」という）第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰基準)

第2条 顕彰にあたっては、次の基準によるものとする。

(1) 仙台市スポーツ大賞

市長がスポーツ競技において特別な功績があると認めたもの。

(2) 仙台市スポーツ栄光賞

ア 次の競技大会において入賞した個人及び団体

(ア) オリンピック・世界選手権等国際競技連盟が主催する大会

(イ) パラリンピック・世界選手権等国際障害者スポーツ団体が主催する大会

イ 次の競技大会において優勝した個人及び団体

(ア) 前項の国内予選を兼ねた国内大会または国民体育大会

(イ) 国体種目の全日本選手権

(ウ) 国体種目の全日本実業団大会もしくは社会人大会

(エ) 国体種目の全日本大学大会

(オ) 国体種目のジュニア大会及びJOCジュニアオリンピックカップ大会

(カ) 日本中学校体育連盟及び全国高等学校体育連盟、全国高等専門学校体育連盟の主催する大会

(キ) ジャパンパラリンピック

ウ 世界記録、日本記録を樹立した個人及び団体。

(3) 仙台市スポーツ優秀賞

前号イに掲げる競技大会において準優勝した個人及び団体（ただし、小中学生の場合は第3位も含む）。

(4) 仙台市スポーツ奨励賞

ア 以下の競技大会において優勝した個人及び団体

(ア) 第2号及び第3号に掲げるものを除く全国大会

(イ) 全国障害者スポーツ大会

(ウ) 全国障害者スポーツ協会主催の全国大会

イ 世界マスターズ大会にて入賞した個人及び団体

(5) 仙台市スポーツ功労賞

ア 本市においてスポーツ振興のため無償で援助活動を継続的に行っている個人及び団体

イ 本市においてスポーツに関する学術・研究などで著しい功績をおさめた個人及び団体

ウ その他本市スポーツ振興・発展に寄与した個人及び団体

エ アからウまでにかかわらず、職務上の行為による場合又は同様の行為により本市若しくは他団体から表彰を受けた者は、対象としない。

(受賞者の範囲)

第3条 顕彰の受賞者は、次の各号のうち一以上を満たす者でなければならない。

(1) 仙台市内に住所を有する者

(2) 仙台市内の事業所に勤務する者

(3) 仙台市内の学校に在籍する者

(4) 仙台市体育協会に所属する者

(5) その他市長が認めた者

(推薦)

第4条 市長は次の各号に定める者に対し要綱第3条の受賞候補者について推薦を求めることができる。

- (1) 仙台市スポーツ推進委員協議会の長
- (2) 仙台市体育協会の長
- (3) 仙台市学区民体育振興会連合会の長
- (4) 仙台市レクリエーション協会の長
- (5) 仙台市内に所在地を有する学校の長
- (6) その他市長が必要と認めた者

(審査)

第5条 前条により推薦された受賞候補者の審査は、仙台市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という）が行うものとする。

- 2 審議会は、推薦された受賞候補者のうち特に考慮すべき事由があるものについては、審議会が相当であると認めた種類の顕彰とするよう、市長に意見を述べることができる。

(審査会)

第6条 要綱第4条の審査会は、仙台市スポーツ推進審議会議長、市民局長、市民局次長及び文化スポーツ部長をもって構成するものとする。

- 2 審査会は、次の各号の一に該当する場合において、審議会に代わり審査を行うこととする。
  - (1) 審議会による審査が終了した後に、第4条の推薦がなされた場合
  - (2) その他やむを得ない事由により、審議会を開催することができない場合

(事務局)

第7条 仙台市スポーツ賞に関する事務は、市民局文化スポーツ部スポーツ振興課において処理するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、仙台市スポーツ賞の顕彰に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年10月9日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年10月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年12月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成23年9月30日改正）

この改正は、平成23年10月24日から実施する。

## 仙台市スポーツ賞運用細則

仙台市スポーツ賞事務取扱要領(以下「要領」という。)第7条に定める必要な事項は下表のとおりとする。

事由	基準/該当の可否理由	適用
スポーツ栄光賞に該当する国際大会の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリンピック</li> <li>・国際競技連盟が主催する世界選手権・ワールドカップ</li> <li>・アジア競技大会(アジアオリンピック評議会(OCA)主催)</li> <li>・アジア冬季競技大会(アジアオリンピック評議会(OCA)主催)</li> <li>・東アジア競技大会(東アジア競技大会連合(EAGA)主催)</li> <li>・パラリンピック</li> <li>・国際障害者スポーツ団体が主催する世界選手権・ワールドカップ</li> <li>・INAS=FID世界選手権(国際知的障害者スポーツ連盟主催)</li> <li>・デフリンピック(国際ろう者スポーツ委員会)</li> </ul>	スポーツ栄光賞
スポーツ栄光賞に該当する国際大会入賞の基準	各大会の規定により入賞した個人・団体	スポーツ栄光賞
スポーツ栄光賞に該当する国際大会で仙台市外の者を含む選抜チームで出場した場合の顕彰について	個人表彰とする	スポーツ栄光賞
スポーツ栄光賞・スポーツ優秀賞に該当する「国内予選を兼ねた国内大会」の区分	選考会と国内大会を兼ねているもののみとし、選考会のみ成績に関しては該当外とする。	スポーツ栄光賞 スポーツ優秀賞
国体種目の全日本実業団大会・全日本社会人大会・全日本大学大会・ジュニア大会	いずれも最上位大会を対象としているので、大会要項・主催団体聞き取り等により、上位大会であるかの確認を行う。 ケースによっては一部奨励賞扱いとなる。	スポーツ栄光賞 スポーツ優秀賞 スポーツ奨励賞
単独チームでの国体出場の場合の顕彰について	所属元のチームの活動実績とみなし、学校及び企業名等にて顕彰	スポーツ栄光賞 スポーツ優秀賞
国内大会で仙台市外の者を含む選抜チームで出場した場合の顕彰について	原則として表彰対象外とする(ただし、団体構成員の割合によっては例外とする。)	スポーツ栄光賞 スポーツ優秀賞 スポーツ奨励賞
仙台市内を対象とした選抜チームで出場した場合の顕彰について	団体表彰とする(ただし競技者が2名の場合は個人表彰とする)	スポーツ栄光賞 スポーツ優秀賞 スポーツ奨励賞
受賞者の所属地について	居住地及び所属する学校・法人事業所所在地等で判断	スポーツ栄光賞 スポーツ優秀賞 スポーツ奨励賞
複数大会において複数の成績をおさめた場合の顕彰	一番上位の成績を表彰対象とする	スポーツ栄光賞 スポーツ優秀賞 スポーツ奨励賞
年度途中でプロとなった個人の表彰	アマチュア時代の成績により顕彰	スポーツ栄光賞 スポーツ優秀賞 スポーツ奨励賞
世界マスターズ大会の顕彰について	第1位から第3位	スポーツ奨励賞
国内マスターズ大会の顕彰について	表彰対象外とする	該当しない
スポーツ功労賞における継続的活動の期間の目安	概ね5年以上とする	スポーツ功労賞
体育指導委員協議会及び会員としての活動について	本市の非常勤職員として報酬も発生しており、活動が職務上の行為に該当 本市教育委員会の教育功労者賞に表彰規定あり	該当しない
体育協会及び会員としての活動について	県体育協会・市体育協会に同等の表彰規定あり	該当しない
学区民体育振興会及び会員としての活動について	本市教育委員会の教育功労者賞に表彰規定あり	該当しない
私財等の寄附額	概ね100万円以上とする(不動産・物品に関しては相当額とする)	スポーツ功労賞